

訪問看護ステーションなんごく運営規程＜医療＞

（事業の目的）

第1条 医療法人地塩会が開設する訪問看護ステーションなんごく（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護職員等」という）が、病気やけが等により、在宅において寝たきりや寝たきりに準ずる状態にある対象者及び医療提供を必要とされる方に対して主治医が必要と認めた場合、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1. 事業所の看護職員等は療養者の心身の特性を踏まえて、心身の機能の維持・回復を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連絡を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 利用者の意思決定の支援に配慮し、不適切な誘引（特定の事業所への誘導や金品提供など）は行わないこととする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名 称：訪問看護ステーションなんごく
2. 所在地：南国市後免町3丁目1番27号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者：保健師又は看護師1名（常勤）事業所の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、その他の管理を行う。（請求業務含む）訪問看護職員と兼務。
2. 看護職員等：看護師3名以上（常勤・非常勤）訪問看護計画書・報告書を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士2名以上（非常勤）看護業務の一環としてのリハビリテーションを行う。看護師と連携を図りながら、計画書・報告書を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月31日～1月3日までを除く。
2. 営業時間：月～土曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
日曜、祝日は休日とする。

※（日曜、祝日に関しては）緊急訪問や病状の経過から訪問が必要と判断した場合は対応する。

3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な環境を整え、緊急時対応ができる体制を整えている。
4. 必要に応じて当該営業日及び営業時間以外においても営業を行うものとする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

1. 病状・全身状態の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の支援
3. 褥瘡や創傷の予防及び処置
4. 日常生活訓練（リハビリ訓練）
5. ターミナルケア、認知症患者の看護
6. 療養生活や介護方法の指導
7. カテーテル等の交換・管理
8. その他医師の指示による医療処置
9. 緊急時の対応
10. 内服確認（服薬状況の把握、残薬確認等）
11. 電子資格確認（オンライン資格確認）等により利用者の診療情報・薬剤情報を活用し
質の高い訪問看護の実施に関する計画的な管理

(利用料等)

- 第7条
1. 指定老人訪問看護を提供した場合、高齢者（老人保健制度加入者または70歳～74歳の方）については基本利用料として、一般の利用者は訪問看護に要する費用の1割、一定以上の所得のある者は訪問看護に要する費用の2割または3割の金額を徴収するものとする。
また、指定訪問看護を提供した場合は訪問看護に要する費用の額の算定方法により算定した金額を徴収するものとする。ただし特定疾患医療受給者または障害医療費受給者についてはこの限りではない。
 2. その他、保険請求できない利用料については、全額自費請求となる。
 3. 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う、指定訪問看護に要した交通費は、距離1kmにつき10円とする。
 4. 指定訪問看護の提供と連続して行われた、在宅での死後の処置料は5,000円（税別）とする。
 5. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める訪問看護療養費（ベースアップ評価料等を含む）の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南国市・香美市・香南市・高知市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

- 第9条 1. 看護職員等は、事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2. 看護職員等、前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害時の対応)

- 第10条 1. 防災対策マニュアルを作成し、防災訓練、緊急時の対応、他施設及び地域との連携を図る。

(事故発生時の対応)

- 第11条 1. 事故発生時は速やかに、医師、家族、居宅介護支援事業所に連絡し対応する。
2. 事業所の責任による場合は、当事業所が加入している賠償責任保険にて保障するものとする。
3. 事故発生時の記録は正確にとり、速やかに市町村に報告書を提出する。

(虐待防止についての対応)

- 第12条 1. 事業者は、虐待を発見した場合又は虐待が疑われる場合には、速やかに市町村その他関係機関へ通報するとともに、当該市町村等が行う調査に協力し、必要な措置を講ずるものとする。
2. 従業者に対して虐待防止のための研修を1年に1回以上実施することとする。
3. 責任者を事業所内から1名選定し、高齢者虐待防止対策を検討する委員会への参加を行い、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
4. 虐待防止のための指針整備を行うこととする。
5. 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備を行うこととする。

(感染症対策)

- 第13条 感染症対策として、感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組みの徹底を図るため、委員会開催、指針整備、研修及び訓練を行い記録の保管をする。

(業務継続計画について)

- 第14条 感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスが安定的・継続的に提供されるため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定、研修及び訓練を行い記録の保管をする。

(ハラスメント防止)

- 第15条 利用者、家族又は職員に対してハラスメント防止に向けて、指針整備、研修を実施し、記録を保管する。相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(記録の整備、保存)

第17条 1. 訪問看護記録書には、訪問開始時刻及び終了時間を記録する。
2. 記録の保存期間は、当該サービスを提供した完結の日から5年間とする。
3. 利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、所定の手続きにより、原則として応じる事とする。利用者本人以外に対しては、利用者の承諾が確認されたあと、所定の手続きの上で必要と認められる場合に限り応じる。

(相談窓口、苦情対応)

第18条 事業所は、相談窓口担当責任者を位置づけ、訪問看護サービス内容に関する相談、要望や苦情についてすみやかに対応する。公的機関においての相談窓口の紹介をする。
苦情等の内容及びその対応状況や対策についての記録をする。

(秘密の保持・個人情報保護)

第19条 1. 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の個人情報の取り扱いに注意する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 1. 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
2. 外部の第三者機関による評価（第三者評価）は実施していない。
3. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人地塩会と訪問看護ステーションなんごくの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

＝附則＝

この規程は、老人保健法46条の17の2 第1項の規程による高知県知事の承認を受けた日、平成6年3月1日から実施する。

健康保健法等の、一部改正する法律(平成6年 法律第56号)により、規程を一部変更し10月1日より実施する。

介護保険制度の開始により、事業所の体制と運営の内容を変更したため、第5条、第9条及び、第10条の規程を一部訂正、追加し平成12年5月1日より実施する。

健康保険法等の改正により、第9条の老人訪問看護の基本利用料を変更し、平成13年1月1日より実施する。

事業所の移転につき、第3条(2)の事業所の所在地を変更し、平成13年12月1日より実施する。

健康保健法等の改正により、第9条1の基本利用料を変更し、平成14年10月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の(1)を訂正し、平成19年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の(1)と第10条を訂正し、平成20年2月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の(2)を訂正し、平成21年4月1日より実施する。

規程見直しにつき、第7条の(5)を訂正し、平成21年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の(1)を訂正し、平成24年3月1日より実施する。

事業所移転につき、第3条の(2)の事業所の所在地を変更し、平成25年5月15日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の(1)を訂正し、平成25年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第9条5.と第10条を訂正し、平成27年4月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条1と2、第5条2を訂正し、平成30年4月1日より実施する。

規程見直しにつき、第8条「いの町・土佐市・日高村」削除を令和5年1月5日より実施する。

規程見直しにつき、第5条「営業時間」を追記。令和5年7月18日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の3を訂正し、令和6年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第7条の2(1)、(2)を削除・訂正し、令和6年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第1条訂正し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第2条3追記し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条1追記し2修正し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第5条1. 2. 3. 4訂正、追記し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第6条の1. 2. 3. 4訂正、追記し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第6条の9. 10. 11追記し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第7条1修正、5追記し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第10条変更、追記し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第10条から第11条へ訂正、変更し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第11条の2. 3を第19条1. 2修正・変更し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第11条から第20条へ変更。第20条の4を3に変更し2を追記し、令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第12条から第18条追記し令和8年6月1日より実施する。

指定訪問看護重要事項説明書

<事業の目的>

1. 医療法人地塩会が開設する訪問看護ステーションなんごく(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「看護職員等」という)が、病気やけが等により、在宅において寝たきりや寝たきりに準ずる状態にある対象者及び医療提供を必要とされる方に対して主治医が必要と認めた場合、適正な事業の提供をします。

<運営の方針>

2. 事業の提供に当たって、事業所の看護職員等は療養者の心身の特性を踏まえて、心身の機能の維持回復を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションなんごく
所在地	高知県南国市後免町3丁目1-27
事業者指定番号	第3960490013号
サービス提供地域	南国市、香南市、香美市、高知市
代表者	久保 道生
責任者	小笠原 麻衣

4. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	資格		職務の内容
管理者	看護師	1人(常勤)	ステーションの従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、その他の管理を行います。(請求業務を含みます)訪問看護職員と兼務になります。
訪問看護職員等	看護師	3名以上 (常勤・非常勤)	訪問看護計画書・報告書(介護予防含む)を作成し、事業の提供に当たります。
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2名以上 (非常勤)	看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。看護師と連携を図りながら、計画書・報告書を作成し、事業の提供に当たります。

5. 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日	8:30 ～ 17:30
日曜、祝日	休 業
年末年始(12/31～1/3)	休 業

※(日曜日、祝日に関しては)緊急訪問や病状の経過から訪問が必要と判断した場合は、対応します。

電話等により、24時間常時連絡が可能な環境を整え、緊急時対応ができる体制を整えており、必要に応じて当該営業日及び営業時間以外においても営業を行います。

6. サービスの内容

- ①病状、全身状態の観察
- ②清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の支援
- ③褥創や創傷の予防及び処置
- ④日常生活訓練(リハビリ訓練)
- ⑤ターミナルケア、認知症患者の看護
- ⑥療養生活や介護方法の指導
- ⑦カテーテル等の交換および管理
- ⑧その他医師の指示による医療処置
- ⑨緊急時の対応
- ⑩内服確認(服薬状況の把握、残薬確認等)
- ⑪電子資格確認(オンライン資格確認)等により利用者の診療情報・薬剤情報を活用し
質の高い訪問看護の実施に関する計画的な管理

7. 利用料

(1)高齢者(老人医療受給者証をお持ちの方または70～74歳の方)

基本料金は

一般の方	訪問看護に要する費用の1割
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の2割

(2)高齢者以外の方については、加入している医療保険により一部負担金が異なります。

(※3割負担の方がいます。)

(3)身体障害者手帳1級2級をお持ちの方は、基本利用料は公費負担となります。

(4) 訪問看護療養費

(Ⅰ) 基本療養費

週3日まで	<u>5,550円/日</u>
週4日目以降	<u>6,550円/日</u>
理学療法士等の場合は、週4日目以降も	<u>5,550円/日</u>

管理療養費

1日目	<u>7,710円/日</u>
2日目以降	<u>3,010円/日</u>

(Ⅱ) 同一建物居住者

同一日に2人、3日目まで	<u>5,550円/日</u>
週4日目以降	<u>6,550円/日</u>
リハビリ等	<u>5,550円/日</u>

(Ⅲ) 特掲診療科の基準に掲げる疾病の方で、在宅療養に備えた一時的な外泊にあたり、
訪問看護が必要と認められた方

8,500円/日

① 難病複数回訪問加算 厚生労働大臣が定める疾病等に該当されている方。

1日2回以上	<u>4,500円/日</u>
1日3回以上	<u>8,000円/日</u>

② 24時間対応体制管理加算

6,520円/月

③ 特別管理加算

(Ⅰ) 気管カニューレ、留置カテーテルを挿入されている方

5,000円/月

(Ⅱ) 酸素療法、経管栄養をされている方

2,500円/月

④ 夜間(18～22時)・早朝(6～8時)

2,100円/回

深夜(22～6時)

4,200円/回

- ⑤ 長時間訪問看護加算
厚生労働大臣が定める疾病等を持つ利用者、特別訪問看護指示書を受けている利用者に
対して、1回の訪問が90分を超えた場合 5,200円／日
- ⑥ 乳幼児加算(6歳未満) 1,400円／日
別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1,800円／日
- ⑦ 情報提供療養費1
厚生労働大臣が定める疾病等を持つ利用者に同意を受け、市町村に対して提供をする場合 1,500円／月
- ⑧ 情報提供療養費2
厚生労働大臣が定める疾病等を持つ利用者に同意を受け、学校等(保育所、幼稚園等)に対して情報
を提供する場合 1,500円／月
- ⑨ 情報提供療養費3
保険医療機関に入院または入所する利用者に同意を受け、情報を提供する場合 1,500円／月
- ⑩ 退院時共同指導加算
入院・入所中の利用者又は家族に対し、主治医または施設職員と共に療養上の指導を行った場合 8,000円／回
- ⑪ 退院支援指導加算
厚生労働大臣が定める者に対し、退院当日の訪問看護が必要であると認められた方 6,000円／日
- ⑫ 緊急訪問看護加算 利用者・家族等の求めに応じて、主治医の指示により訪問した場合
月14日まで 2,650円／日
月15日目以降 2,000円／日
- ⑬ 複数名訪問看護加算 看護師等週に1回 4,500円／日
- ⑭ 在宅患者連携指導加算
利用者の同意を得て、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い 看護師等がそれを踏まえた療養上
の指導を行った場合 3,000円／月

⑮ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

利用者の状態の急変等に伴い、主治医歯科医師、薬剤師、介護専門員と看護師等とで共同で利用者宅を訪問し、カンファレンスに参加し療養上必要な指導を行った場合 2,000円/回

⑯ ターミナルケア療養費1

在宅で死亡された利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護を実施し、かつターミナルケアに関わる支援体制を行った場合 25,000円

⑰ ターミナルケア療養費2

特別養護老人ホーム等で死亡された利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護を実施し、かつターミナルケアに関わる支援体制を行った場合 10,000円

⑱ 訪問看護医療DX情報活用加算

50円/月

⑲ 訪問看護ベースアップ評価料

1,830円/月

⑳ 訪問看護物価対応料1

イ:月の初日の場合

60円/日

ロ:月の2日目以降の訪問の場合

20円/日

(5)その他

①保険請求できない利用料については、全額自費請求となります。

30分:3,000円(税抜)

1時間:5,000円(税抜)

1時間30分:8,000円(税抜)、

1時間30分以上:30分毎に1,500円(税抜)徴収させていただきます。

加えて、夜間(18時から22時まで)は2,100円(税抜)、

早朝(6時から8時まで)は2,100円(税抜)、

深夜(22時から6時まで)は4,200円(税抜)が追加となります。

② 日常生活上、必要とされる物品や材料等に関しては、実費が必要になります。

③ 交通費は ※(3.事業所の概要)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は交通費(実費)が必要です。(距離1kmにつき10円)

④支払い方法

利用料は、翌月10日前後に請求しますので振込、お引き落しのいずれかの方法でお支払いください。

⑤ 指定訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置料は実費(5,000円)となります。

8. キャンセル

利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

088-878-6669

9. 緊急時における対応方法

① 訪問看護職員等はサービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

② 訪問看護職員等は前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告させていただきます。

10. 非常災害時の対応

防災対策マニュアルを作成し、防災訓練、緊急時の対応、他施設及び地域との連携を図ります。

11. 事故発生時の対応

① 事故が発生した場合には速やかに医師、家族、居宅介護支援事業者に連絡し対処します。
当事業所は賠償責任保険に加入しています。訪問業務に伴い、事業所の責任において事故が発生した場合には補償を致します。また事故に対する記録は正確にとり、速やかに市町村に報告します。

② 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

12. 虐待防止についての対応

事業所は、虐待を発見した場合又は虐待が疑われる場合には、速やかに市町村その他関係機関へ通報するとともに、当該市町村等が行う調査に協力し、必要な措置を講ずるものとします。高齢者虐待防止の取り組みとして、委員会の開催、指針整備、研修を実施し、虐待の未然防止、早期発見に取り組みます。利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やその恐れのある状態を知った場合は、関係機関と連携しその解決のために必要な対応を行います。職員又は擁護している家族・親族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、迅速に保険者・地域包括支援センター等に通報し、適切な対応を行います。

13. 感染症対策

感染症発生及び蔓延に対し、適切に対応を行い、事業の継続・サービス提供の継続が行えるよう、以下の対策実施をしております。

- ① 従業者はマニュアルを遵守し、標準予防策を実施しサービスの提供を行います。
- ② 責任者を選定し、院内で実施している感染症対策委員会へ参加し、感染症への知識を深めます。
- ③ 感染症対策についての研修・訓練を実施しています。

14. 業務継続計画

感染症や災害が発生した場合においても、必要なサービスが安定的・継続的に提供されるため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定、研修及び訓練を行い記録の保管をします。

15. ハラスメント防止

利用者、家族又は職員に対してハラスメント防止に向けて、指針整備、研修を実施し、記録保管を行います。相談等に応じ適切に対応するために必要な整備を行います。

16. 身体拘束の防止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. 記録の整備、保存

訪問看護記録物は正確に記載します。

保存期間は完結の日から5年間です。

18. 相談窓口、苦情対応

各相談に対応するために必要な体制を整備し、下記の相談窓口にて対応します。

(1) サービスに関する相談や苦情については、下記窓口で対応します。

【 相 談 窓 口 】

TEL	088-878-6669
事業所名	訪問看護ステーションなんごく
相談窓口担当責任者	小笠原 麻衣
対応時間	営業時間と同様

(2) 公的機関においても次の機関に対して苦情の申し立てができます。

南国市介護保険 相談窓口	所在地 南国市大桶甲2301 TEL 088-880-6556 FAX 088-863-1167
高知市介護保険 相談窓口	所在地 高知市本町5丁目1-45 TEL 088-823-9971 FAX 088-824-8390
香南市介護保険 相談窓口	所在地 香南市野市町西野2706 TEL 0887-57-8510 FAX 0887-56-4572
香美市介護保険 相談窓口	所在地 香美市土佐山田町宝町1丁目1-4 TEL 0887-53-3118 FAX 0887-53-4572
高知県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 高知市丸ノ内2-6-5 TEL 088-820-8410 FAX 088-820-8413

19. 秘密の保持・個人情報の保護

- ① 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の個人情報の取り扱いに注意します。
- ② 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約で行っています。

20. 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けて、業務体制を整えています。

外部の第三者機関による評価(第三者評価)は実施していません。

利用料加算表 <医療>

	加 算 の 種 類	利用料	利用 の有 無	変更年月日
1	難病等複数回訪問加算(1日2回以上)	4,500 円/日		
	(1日3回以上)	8,000 円/日		
2	24 時間対応体制加算	6,520 円/月	○	
3	特別管理加算Ⅰ	5,000 円/月		
	特別管理加算Ⅱ	2,500 円/月		
4	夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円/回		
	深夜訪問看護加算	4,200 円/回		
5	長時間訪問看護加算	5,200 円/日		
6	乳幼児加算(6歳未満)	1,400 円/日		
	※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800 円/日		
7	情報提供療養費 1(市町村)	1,500 円/月		
8	情報提供療養費 2(学校)	1,500 円/月		
9	情報提供療養費 3(医療機関)	1,500 円/月		
10	退院時共同指導加算	8,000 円/回		
11	退院支援指導加算	6,000 円/回		
12	緊急時訪問看護加算 (月 14 日まで)	2,650 円/日		
	(15 日目以降)	2,000 円/日		
13	複数名訪問看護加算	4,500 円/日		
14	在宅患者連携指導加算	3,000 円/月		
15	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円/回		
16	ターミナルケア療養費 1(自宅等)	25,000 円		
17	ターミナルケア療養費 2(特別養護老人ホーム等)	10,000 円		
18	訪問看護医療DX 情報活用加算	50 円/月	○	
19	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1,830 円/月	○	
20	訪問看護物価対応料 1 イ 月の初日の訪問の場合	60 円/日	○	
	ロ 月の 2 日目以降の訪問の場合	20 円/日	○	

令和 8 年 6 月改定

訪問看護ステーションなんごく運営規程 <介護、介護予防>

(事業の目的)

第1条 医療法人地塩会が開設する訪問看護ステーションなんごく(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「看護職員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 一 事業所の訪問看護職員等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、利用者の心身の機能の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 三 利用者の意思決定の支援に配慮し、不適切な誘引(特定の事業所への誘導や金品提供など)は行わないこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションなんごく
- 二 所在地 南国市後免町3丁目1番27号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 保健師または看護師1名(常勤)ステーションの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、その他の管理を行う。(請求業務含む)訪問看護職員と兼務。
- 二 看護職員等 看護師3名以上(常勤・非常勤)訪問看護計画書・報告書(介護予防含む)を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 2名以上(非常勤)看護業務の一環としてのリハビリテーションを行う。看護師と連携を図りながら計画書・報告書を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日～土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月31日～1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分までとする。
日曜、祝日は休日とする。

※(日曜日、祝日に関しては)緊急訪問や病状の経過から訪問が必要と判断した場合は対応する。

- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な環境を整え、緊急時対応にも対応ができる体制を整えている。
- 四 必要に応じて当該営業日及び営業時間以外においても営業を行うものとする。

(訪問看護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・全身状態の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の支援
- 四 褥創や創傷の予防及び処置
- 五 日常生活訓練(リハビリ訓練)
- 六 ターミナルケア(介護予防は除く)
- 七 認知症療養者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の交換・管理
- 十 内服確認(服薬状況の把握、残薬確認など)
- 十一 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

- 一 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、介護及び介護予防給付サービスの限度基準額を超えたサービス利用は、自己負担とする。
- 二 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。
(距離1kmにつき10円)
- 三 指定訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置については、当該サービスに要する実費相当分を徴収する(処置料は5000円(税別)とする)。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南国市・香美市・香南市・高知市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条

- 一 看護職員等は、事業の実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 二 看護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害時の対応)

第10条 防災対策マニュアルを作成し、防災訓練、緊急時の対応、他施設及び地域との連携を図る。

(事故発生時の対応)

第11条

- 一 事故発生時は速やかに、医師・家族・居宅介護支援事業者に連絡し対応する。
- 二 事業所の責任による場合は、当事業所が加入している賠償責任保険にて補償をするものとする。
- 三 事故発生時の記録は正確にとり、速やかに市町村に報告書を提出する。

(虐待防止についての対応)

第12条

- 一 事業者は、虐待を発見した場合又は虐待が疑われる場合には、速やかに市町村その他関係機関へ通報するとともに、当該市町村等が行う調査に協力し、必要な措置を講ずるものとする。
- 二 従業者に対して虐待防止のための研修を1年に1回以上実施することとする。
- 三 責任者を事業所内から1名選定し、高齢者虐待防止対策を検討する委員会への参加を行い、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
- 四 虐待防止のための指針整備を行うこととする。
- 五 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備を行うこととする。

(感染症対策)

第13条 感染症対策として、感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組みの徹底を図るため、委員会を開催、指針整備、研修及び訓練を行い記録の保管をする。

(業務継続計画について)

第14条 感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務計画を図る為の計画(業務継続計画)を策定し研修及び訓練を行い記録の保管をする。

(ハラスメント防止)

第15条 利用者、家族又は職員に対してハラスメント防止に向けて、指針整備、研修を実施し、記録を保管する。相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(記録の整備、保存)

- 第17条
- 一 看護記録書には、訪問開始時刻及び終了時間を記録する。
 - 二 記録の保存期間は、当該サービスを提供した完結の日から5年間とする。
 - 三 利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、所定の手続きにより、原則として応じる事とする。利用者本人以外に対しては、利用者の承諾が確認されたあと、所定の手続きの上で必要と認められる場合に限り応じる。

(相談窓口、苦情対応)

第18条 事業所は、相談窓口担当責任者を位置づけ、訪問看護サービス内容に関する相談、要望や苦情についてすみやかに対応する。公的機関においての相談窓口の紹介をする。
苦情などの内容及びその対応状況や対策についての記録をする。

(秘密の保持・個人情報保護)

第19条 一 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の個人情報の取り扱いに注意する。

二 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 一 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

二 外部の第三者機関による評価(第三者評価)は実施していない。

三 この規定に定める運営に関する重要事項は医療法人地塩会と訪問看護ステーションなんごくの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

=附 則=

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

事業所の移転につき第3条二の所在地を変更し、平成13年12月1日より施行する。

規程見直しにつき第8条の実施地域の訂正と、第11条に事故発生時の対応を追加し平成16年2月1日より施行する。

規程見直しにつき第8条の実施地域を訂正し、平成16年9月1日より施行する。

規程見直しにつき、第4条の二を訂正し、平成19年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の二と第8条を訂正し、平成20年2月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の二を訂正し、平成21年4月1日より実施する。

規程見直しにつき、第6条の七を訂正し、平成21年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の二を訂正し、平成24年3月1日より実施する

事業所移転につき第3条二の所在地を変更し、平成25年5月15日より実施する

規程見直しにつき、第4条の二を訂正し、平成25年8月1日より実施する。

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護共通の運営規程とし、第7条の一を訂正し、平成27年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条一と二、第5条の二を訂正。平成30年4月1日より改定。

第10条、第12条、第13条、第14条の五を追加。第14条の1を訂正。

令和3年4月1日より改定

規程見直しにつき、第8条「いの町・土佐市・日高村」削除 令和5年1月5日より実施する。

規程見直しにつき、第5条「営業時間」を追記。令和5年7月18日より実施する。

規程見直しにつき、第4条三訂正し変更とする。令和6年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第12条二、三を追記とする。令和6年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第14条一を内容変更し追記とする。令和6年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第15条一を追記とする。令和6年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第16条一、二、三を追記とする。令和6年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第4条三を削除 令和7年12月15日より実施する。

規程見直しにつき、第1条修正し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第2条三追記し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条一追記し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第5条一、二、三、四を修正、追記し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第6条一、二、三、四、五、九、十、十一修正、追記し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第6条の十を十一に変更し、十を追記し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第7条訂正し変更とする。令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第10 条訂正し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第13条訂正し変更とする。令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第15条訂正し変更とする。令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第15条から第16条へ訂正、変更し令和8年6月1日より実施する。

規程見直しにつき、第16条訂正し変更とする。令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第17条・第18条追記し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第16条から第19条へ訂正、変更し令和8年6月1日より実施する。

規定見直しにつき、第16条から第20条へ変更。一を訂正、二を三に変更し、二を追記し
令和8年6月1日より実施する。

指定訪問看護、介護予防訪問看護重要事項説明書

1. 事業の目的

医療法人地塩会が開設する訪問看護ステーションなんごく(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員等」という)が要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

事業の提供に当たって、事業所の看護職員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

利用者の意思決定の支援に配慮し、不適切な誘引(特定の事業所への誘導や金品提供等)は行わないこととします。

3. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションなんごく
所在地	高知県南国市後免町3丁目1-27
事業者指定番号	第3960490013号
サービス提供地域	南国市、香南市、香美市、高知市
代表者	久保 道生
責任者	小笠原 麻衣

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	資格		職務の内容
管理者	看護師	1名(常勤)	ステーションの従業員の管理及び利用の申し込みに係る調整、その他の管理を行います。(請求業務を含みます)訪問看護職員と兼務になります。
訪問看護職員等	看護師	3名以上 (常勤・非常勤)	訪問看護計画書・報告書(介護予防含む)を作成し、事業の提供に当たります。
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2名以上 (非常勤)	看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。看護師と連携を図りながら、計画書・報告書を作成し、事業の提供に当たります。

5. 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日	8:30 ～ 17:30
日曜、祝日	休 業
年末年始(12/31～1/3)	休 業

※(日曜日、祝日に関しては)緊急訪問や病状の経過から訪問が必要と判断した場合は、対応します。

電話等により、24時間常時連絡が可能な環境を整え、緊急時対応ができる体制を整えており、必要に応じて当該営業日及び営業時間以外においても営業を行います。

6. サービスの内容

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の支援
- ④ 褥創や創傷の予防及び処置
- ⑤ 日常生活訓練(リハビリ訓練)
- ⑥ ターミナルケア(介護予防は除く)
- ⑦ 認知症療養者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の交換・管理
- ⑩ 内服確認(服薬状況の把握、残薬確認など)
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。ただし、介護及び介護予防給付サービスの限度基準額を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

サービス内容	算定基準	保険単位数／回	
		介護	予防
訪問看護	20分未満	314単位	303単位
	30分未満	471単位	451単位
	30分以上～1時間未満	823単位	794単位
	1時間以上～1時間30分未満	1,128単位	1,090単位
訪問看護(リハビリ)	1回20分(1週間に6回まで)	294単位	284単位
	1回40分(1週間に6回まで)	588単位	568単位
	1回60分(1週間に6回まで)	795単位	426単位

※ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーション(1回を20分とし6回／週を限度とする)
1日に2回を超えて、訪問看護を行う場合は、90／100(介護予防50／100)を乗じた単位数で算定します。

※ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている事業所は、8単位減算する。

※ 予防において、12月を超えて行う場合は、さらに15単位減算する。

項目	算定基準	保険単位数
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)に訪問看護を行った場合	基本単価の25%
深夜加算	深夜(22時～6時)に訪問看護を行った場合	基本単価の50%
複数名訪問加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合	254単位
	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合	402単位
複数名訪問加算(Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の看護を行った場合	201単位
	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の看護を行った場合	317単位
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要としているものに対して、1時間30分以上の訪問看護を行った場合	300単位
同一建物減算	1月あたりの利用者が20名以上移住する建物の場合	基本単価の10%を減算
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合	574単位
特別管理加算(Ⅰ) (例:バレーンカテゴリー)	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施に当たり計画的な管理を行う場合	500単位
特別管理加算(Ⅱ) (例:在宅酸素・ストーマ)		250単位
サービス提供体制加算強化加算(Ⅰ)	健康診断を年1回受け、会議を定期的に開催しており、勤続7年以上のものが30%以上の場合	6単位
サービス提供体制加算強化加算(Ⅱ)	健康診断を年1回受け、会議を定期的に開催しており、勤続3年以上のものが30%以上の場合	3単位
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合	2,500単位
初回訪問加算(Ⅰ)	新規利用時、または過去2か月間に利用がない場合 訪問看護計画書を作成した場合 (退院または退所した日に介入した場合)	350単位
初回訪問加算(Ⅱ)	新規利用時、または過去2か月間に利用がない場合 訪問看護計画書を作成した場合	300単位
退院時共同指導加算	病院などに入院しているものが、退院・対処するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合	600単位/該当毎
介護職員等処遇改善加算	所定の要件を満たした事業所に対し、介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に1.8%を加算する	1.8%

1(9)その他

① 交通費は3.のサービス提供地域のお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方への交通費は、実費で徴収させていただきます。(距離1kmにあたり10円)

② 支払い方法

利用料は、翌月の10日前後に請求します。振込、引き落とし(四国銀行のみ)のいずれかを選択し、お支払いください。

8. キャンセル

利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

088-878-6669

9. 緊急時における対応方法

- ① 訪問看護職員等はサービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- ② 訪問看護職員等は前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告させていただきます。

11. 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合には速やかに医師、家族、居宅介護支援事業者に連絡し対処します。当事業所は賠償責任保険に加入しています。訪問業務に伴い、事業所の責任において事故が発生した場合には補償を致します。また事故に対する記録は正確にとり、速やかに市町村に報告します。
- ② 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

12. 虐待防止についての対応

事業所は、虐待を発見した場合又は虐待が疑われる場合には、速やかに市町村その他関係機関へ通報するとともに、当該市町村等が行う調査に協力し、必要な措置を講ずるものとします。

高齢者虐待防止の取り組みとして、委員会の開催、指針整備、研修を実施し、虐待の未然防止、早期発見に取り組みます。利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やその恐れのある状態を知った場合は、関係機関と連携しその解決のために必要な対応を行います。職員又は擁護している家族・親族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、迅速に保険者・地域包括支援センター等に通報し、適切な対応を行います。

13. 感染症対策

感染症発生及び蔓延に対し、適切に対応を行い、事業の継続・サービス提供の継続が行えるよう、以下の対策実施をしております。

- ① 従業者はマニュアルを遵守し、標準予防策を実施しサービスの提供を行います。
- ② 責任者を選定し、院内で実施している感染症対策委員会へ参加し、感染症への知識を深めます。
- ③ 感染症対策についての研修・訓練を実施しています。

14. 業務継続計画

感染症や災害が発生した場合においても、必要なサービスが安定的・継続的に提供されるため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定、研修及び訓練を行い記録の保管をします。

15. ハラスメント防止

利用者、家族又は職員に対してハラスメント防止に向けて、指針整備、研修を実施し、記録保管を行います。相談等に応じ適切に対応するために必要な整備を行います。

16. 身体拘束の防止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. 記録の整備、保存

訪問看護記録物は正確に記載します。保存期間は完結の日から5年間です。

18. 相談窓口、苦情対応

各相談に対応するために必要な体制を整備し、下記の相談窓口にて対応します。

(1) サービスに関する相談や苦情については、下記窓口で対応します。

【 相 談 窓 口 】

TEL	088-878-6669
事業所名	訪問看護ステーションなんごく
相談窓口担当責任者	小笠原 麻衣
対応時間	営業時間と同様

(2) 公的機関においても次の機関に対して苦情の申し立てができます。

南国市介護保険 相談窓口	所在地 南国市大埴甲2301 TEL 088-880-6556 FAX 088-863-1167
高知市介護保険 相談窓口	所在地 高知市本町5丁目1-45 TEL 088-823-9971 FAX 088-824-8390
香南市介護保険 相談窓口	所在地 香南市野市町西野2706 TEL 0887-57-8510 FAX 0887-56-4572
香美市介護保険 相談窓口	所在地 香美市土佐山田町宝町1丁目1-4 TEL 0887-53-3118 FAX 0887-53-4572
高知県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 高知市丸ノ内2-6-5 TEL 088-820-8410 FAX 088-820-8413

19. 秘密の保持・個人情報の保護

- ① 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の個人情報の取り扱いに注意します。
- ② 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約で行っています。

20. その他運営についての留意事項

- ① 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備します。
- ② 外部の第三者機関による評価（第三者評価）は実施していません。
- ③ この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人地塩会と訪問看護ステーションなんごくの管理者との協議に基づいて定めるものとします。

令和8年6月改定

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年度診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されたことを踏まえ、訪問看護ステーションなんごくでは、「訪問看護医療DX情報活用加算」を算定いたします。

●目的について

地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

●算定内容

訪問看護医療DX情報活用加算 月 1 回に限り 50 円

●対象者

医療保険で訪問看護(訪問看護療養費)を算定している方が対象です。

●施設基準

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制及び居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用出来る体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 以上の掲示事項について原則としてウェブサイト(当サイト)に掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(個人情報の取り扱いについて)

個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用致しません。

訪問看護ステーションなんごく

